

2019・2020年度

研究生受入要項 ＜工学部、工学研究科＞

【在留資格認定証明書が必要な方】

研究生制度は、特定の専門事項について研究を志願する者に対し、本学において研究する機会を与えるものです。研究生は、本学の正規学生以外の者が許可を受け、指定された研究室に所属し、特定の課題について研究するものとします。

公立大学法人 前橋工科大学



Maebashi Institute of Technology

〒371-0816

群馬県前橋市上佐鳥町460番地 1

前橋工科大学 学務課学生係 (入試担当)

TEL 027-265-0111 (代表)

027-265-7361 (学務課直通)

FAX 027-265-3837

E-Mail nyushi@maebashi-it.ac.jp



URL: <http://www.maebashi-it.ac.jp/>

1. 受入研究生数

(1) 工学部各学科 . . . 若干名

(2) 工学研究科各専攻 . . . 若干名

※ 教員・研究内容等については、本学ホームページを参照してください。

2. 研究期間

【後期】2019年9月末 から 2020年3月末 まで

【全期】2020年4月 から 2021年3月末 まで

3. 出願資格

外国籍の者で、出入国管理および難民認定法において、研究生に支障のない在留資格を持ちあわせておらず、出願時に日本国外に居住する者で、出願から入学手続きまで責任を持って手続きを行う代理人※（日本に居住する者に限る）を有しており、本学において特定の事項についての研究を希望し、あらかじめ研究指導担当教員と出願前に連絡を取り、受入することの承諾を既に得ている者で、以下の各号のいずれかに該当するもの。

(1) 工学部の研究生

① 外国において、学校教育における16年の課程を修了し、学士号を取得した者
又は入学時期までに取得見込みの者

(2) 工学研究科の研究生

① 外国において、修士の学位を授与された者又は、入学時期までに授与見込みの者

※ 外国在住志願者の代理人が手続きを怠ったために、本学に入学することができなくなっても、本学は一切責任を負わない。

4. 選考方法

書類審査により行います。

5. 出願期間

STEP1 指導担当教員承諾

【後期】2019年2月4日（月）から2月8日（金）まで

【全期】2019年9月30日（月）から10月4日（金）まで

上記期間に、指導教員から**8. 出願書類** ①研究計画書の提出があります。研究計画書の提出後、本学より研究計画書記載のメールアドレスに、出願書類の提出を指示します。なお、研究計画書記載のメールアドレスに不備があった場合、本学は責任を負いません。

STEP2 書類の出願

出願書類の提出の指示を受けた出願者は、下記出願期間内に**6. 出願方法**により、**8. 出願書類**を提出してください。

【後期】2019年2月26日（火）から3月4日（月）まで

【全期】2019年10月21日（月）から10月25日（金）まで

※ 出願書類は、受付期間最終日に本学事務局必着ですので、郵送の場合は期間を考慮の上発送してください。

6. 出願方法

郵送により出願してください。提出書類送付用ラベルを貼付した角形2号封筒を使用の上、出願書類を同封し、郵送する場合は、必ず「簡易書留」「EMS」など配達状況が確認できる方法により、上記出願期間内に本学に到着するよう送付してください。提出期間外に

到着したものは、受理しません。

(注) ア. 提出された書類は返却しません。

イ. 出願書類に不備がある場合は受け付けません。

※ 提出書類の到着は、EMS等の追跡システムにより出願者が自分で確認してください。
電話又はメールでの到着確認は応じません。

受験番号は出願手続きが完了次第、入学願書記載のメールアドレスにメール送信します。

7. 出願先

〒371-0816 群馬県前橋市上佐鳥町460番地1

前橋工科大学 学務課学生係 (TEL 027-265-7361)

8. 出願書類

出願に必要な書類	作成方法等
①研究計画書	本学における研究計画を記入してください。研究計画書には、指導教員の自署、若しくは記名確認印が必要となります。研究計画書は、指導教員からの提出となります。
②入学願書	黒色のボールペン若しくは、パソコン等で作成してください。必ず黒色のボールペンで自署をしてください。
③履歴書	出願3か月以内に撮影した正面上半身脱帽で、縦4cm×横3cmの写真を貼付してください。該当事項をもれなく記入してください。
④入学検定料納付証明書	検定料9,800円は、専用入学検定料振込依頼書を使用し、必ず金融機関(ゆうちょ銀行は除く。)の窓口で振り込んでください。注意事項をよく読み、ATMやインターネットバンキングから振り込まないでください。入学検定料振り込み後、「入学検定料納付証明書貼付欄」に貼付してください。なお、受領印のないものは受け付けできませんので注意してください。検定料は改定されることがあります。「志願者氏名」欄には、志願者本人の名前を、パスポートに記載されている通り記入する。また、英語の名前表記とカタカナでのふりがなを必ず記入する。「住所」欄には、代理人の住所を記入すること。
⑤顔写真	願書に貼ったものと同じ写真(裏に氏名と国籍を記入)を1枚用意し、提出すること。
⑥成績証明書	出身大学、大学院が発行した原本を提出すること。 ※原本が日本語または英語以外の言語で作成されている場合は、原本に加えて自国の公的機関で証明した日本語または英語の訳文を提出すること。 公的機関(以下同じ): 大使館等の政府関係機関や自国の大学等の教育機関を指す。 ただし、「証明書が1通しか発行されない」等の理由でオリジナル(原本)を提出できない場合は、公的機関で原本証明されたものを提出すること。なお、CHSIの日本代理機構または中国高等教育学生信息网が発行する英語版成績証明書の原本も認めます。

出願に必要な書類	作成方法等
⑦卒業又は修了（見込） 証明書	<p>出身大学、大学院が発行した原本を提出すること。 証明書を提出できない者は、卒業証書等の「公式な写し（公的機関で原本証明されたもの）」を提出すること。また、取得した学位の記載が無い場合は、学位取得に関する証明書も併せて提出すること。 ※卒業（見込）証明書または「公式な写し」が日本語または英語以外の言語で作成されている場合は、証明書または「公式な写し」に加えて自国の公的機関で証明した日本語または英語の訳文を提出すること。 中国の大学、大学院を卒業した者は、公証処が発行する卒業証明および学位記の写しのほかに「教育部学歴認証中心」が発行する、英文の「学歴認定報告書」も併せて提出すること。機関より発行・郵送された原本を提出すること。 ・CHSI（中国）のWEBサイトで申請する場合は、英語版の「Online Verification Report of CHEQC」のデータを取得し、印刷したものを提出してください。 ・CHSI 中国学歴・学籍認証センター 日本代理機構で申請する場合は、英語版の「学歴認定報告書」の原本を取得し提出してください。</p>
⑧学位証明書	<p>⑦の卒業又は修了（見込）証明書に取得学位の記載がある場合は不要。 証明書を提出できない者は、学位記等の「公式な写し（公的機関で原本証明されたもの）」を提出すること。 ※学位証明書または「公式な写し」が日本語または英語以外の言語で作成されている場合は、証明書または「公式な写し」に加えて自国の公的機関で証明した日本語または英語の訳文を提出すること。</p>
⑨在留資格認定証明書 申請書等	<p>(1) 在留資格認定証明書申請書（写真を貼付すること） 様式は、http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1-1.htmlよりダウンロードし、記入して提出してください。 (2) 身元保証書 様式は、http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.htmlよりダウンロードし、記入して提出してください。 (3) パスポートのコピー（顔写真・氏名・国籍等の記載ページ）</p>
⑩本学宛て身元保証書	<p>身元保証書は、身元保証人に該当する人が自署で記入してください。</p>
⑪宛名票	<p>本学所定の用紙に必要事項を記入すること。代理人の住所・氏名を記入し、空いている部分に志願者本人の氏名を記入すること。 ※記入する住所は日本国内のものに限る。</p>
⑫論文など	<p>書類審査の対象となりますので必ず卒業論文の要旨などを提出してください。（様式自由）</p>
⑬日本語能力を証する 書類	<p>日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書を提出してください。</p>
⑭英語能力を証する書類	<p>TOEIC® L&R 公式認定証又は TOEFL®スコア票</p>

※ 出願に必要な書類のうち機関が発行する証明書等は原本を提出してください。(提出した書類は返却できません。)

※ 在留資格が「留学」の外国人留学生については、入管法により週10時間に相当する研究活動が義務づけられています。

※ 納入済みの入学検定料については、返還いたしません。

9. 受入許可の発表

合格者には、「受入許可通知書」及び「入学関係書類」を送付します。また、受入許可者の受験番号は、本学ホームページ(<http://www.maebashi-it.ac.jp>)でも掲載しますが、受入許可通知書の送付をもって正式通知とします。(宛名票の住所に送付する。海外には郵送しない。)大学構内等での掲示は行いません。また、電話等による問い合わせには一切応じません。

掲載日時：【後期】2019年3月21日(木) 13:00以降

【全期】2019年11月22日(金) 13:00以降

10. 入学手続き

受入を許可された者は、入学関係書類記載の期間内に、窓口により入学手続きをしてください。

[注意事項]

- ・ 所定の期間内に入学手続きを行わない者は入学を許可しない。
- ・ 外国在住志願者で、入国の査証がおりていない場合でも、期間内に手続きを行わない場合は入学許可が取り消されるので十分注意すること。
- ・ 本人が手続きできない場合は、代わりに必ず代理人等に手続きしてもらうこと。
- ・ 入学手続きとは本学学務課の窓口に来て事務手続きを行うことであり、入学金を納入しただけでは手続きが終了したことはない。
- ・ 外国在住志願者の中には本学の研究生として合格し、入学手続きを完了しても入国管理局の審査により在留資格が認められず入国できない場合もある。その場合は、本学において研究指導を受けることができず除籍となるが、一度納めた入学金は一切返還できないので、あらかじめ承知しておくこと。

なお、手続き期間内に手続きを完了しない場合は、辞退者として取り扱います。

11. 入学に係る経費

(1) 入学金：84,600円

(2) 授業料：29,700円(1か月)

授業料については、後日納付書が関係書類と一緒に送付されますので、指定期日までに納入してください。なお、授業料の支払いは、半期(6か月)ごとの一括納入となります。

授業料を納入締切日までに納入しない者は『除籍』(在留資格「留学」で本邦に滞在している場合、その要件を満たさなくなる)となり、併せて入国管理局に通知するので注意すること。

(3) 学生教育研究災害障害保険料：1,340円(「**2. 研究期間**」中)

なお、入学金、授業料、保険料は改定されることがあります。

※ 出願・入学とも手続き完了後は、いかなる事情があっても検定料・入学金等の納入金の払い戻しはできません。

12. 願書等の請求方法

出願書類を前橋工科大学ホームページ（トップページ ≫ 入試情報 ≫ 大学入試要項 ≫ 研究生）[<http://www.maebashi-it.ac.jp/exam/kenkyu.html>]よりダウンロード・印刷してください。

13. 外国人研究生として入学する場合の査証（ビザ）について

外国人研究生の選考に合格して本学に入学するため、新たに渡日する場合の査証（ビザ）は、「留学」になります。留学ビザ発給の申請は、合格者自身で最寄りの日本大使館又は総領事館に行ってください。日本大使館等での留学ビザの発給が迅速に行われるためには「在留資格認定証明書（COE）」を取得する必要があります。

COEの交付申請は、日本国の法務省地方入国管理局で行うことになっていますが、海外から直接申請することが出来ないため、本学が合格者に代わって申請します。

外国人研究生の選考に合格後、COE交付申請に必要な書類等は別途指示しますので、内容をよく確認してください。提出書類の記入内容に虚偽が判明した場合は、本学による代理申請を行うことはできませんので、注意してください。

14. 障がい等を有する等の志願者との事前相談

志願する者で、障がい等を有する等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある場合は、下記により出願前に必ず連絡し、相談してください。また、相談期限後に不慮の事故等により身体等に障がい等を有することとなった場合は、速やかに相談してください。

(1) 相談期間

【後期】2019年2月4日（月）から2月8日（金）まで

【全期】2019年9月30日（月）から10月4日（金）まで

(2) 相談方法

事前に連絡先まで電話連絡し、本学で定める相談申請書（住所・氏名・性別・連絡先・志望学科・障がいの症状及び状況・受験上、修学上特別な配慮を希望する事項・出身学校等で取られていた特別措置を明記してください）及び診断書等必要書類を添付し、提出してください。必要な場合には、本学において志願者又はその立場を代弁し得る関係者等との面談を行います。

3. 連絡・提出先

「**8. 出願先**」と同じ

15. その他

(1) 研究生は、通学定期や「通学証明書」や「学割証」は発行できません。

(2) 出願にあたって必要な氏名、住所その他の個人情報、研究生としての学籍管理及び関連する業務を行うために利用し、他の目的では使用いたしません。

(3) 外国在住志願者は、日本に在住して志願者をよく知っている人（代理人）を通じて出願すること。代理人は検定料の納入、出願、合格発表、入学金の納入を含め、入学手続きまで関わることになるので、外国在住志願者は代理人となる人に必ず了解を得ること。また、各種宛先は代理人等の住所となる。